

令和8年度 訪問看護提供体制充実事業費補助金申請予定者 様

事務手続きの御案内

〔お願い(御協力いただきたいこと)〕

※提出期限厳守(期限より早めの書類提出)

- ・本年度も令和6年度比60%程度の予算しか確保できておりません。予算が限られるため、予算を上回る申し込みの場合、受付順で配分を決定します(申請額満額とならない場合もあります)。

※修正済み資料の迅速な送付

- ・書類の内容についてメール・電話で問合せすることがあります。申請書類についてはお手元に控えを残していただき、対応できるようにしてください。

〔今後のスケジュール〕

※令和7年度から手続きを一部省略したので例年よりスケジュールが前倒しとなっています。**1 補助金交付申請書の作成・提出(提出期限: **令和8年7月31日(金)**)**

- ・この書類で正式な補助金申請の申込みを行います。
- ・補助金交付申請書の提出時点で、研修が始まっていない・終わっていない場合には、「見込み」で書類を作成してください。
- ・補助金は、開設者名義で申請をします。様式1号に掲載する銀行口座は開設者名義が基本です。施設名義や併設の病院名義等の口座を指定する場合、委任状(押印が必要)になります。手続きを御案内しますので、御相談ください。
- ・申請書類は押印不要(委任状除く)になりましたので、メールで提出してください。

2 補助金の交付決定通知送付(例年は、12月～1月頃)

- ・正式に補助金を受け取ることのできる事業者に決定した連絡です。

3 実績報告書の作成・提出

- ・予定された研修が全て終了しましたら、10日以内に提出してください。補助金交付要綱上では、事業終了(研修終了)10日以内か翌年4月10日のいずれか早い方となっていますので、ご注意ください。
- ・実績報告書の作成方法や留意点・記入例などは、2の交付決定通知をお送りするときに併せて御案内します。

4 補助金額の交付確定通知送付(例年3月～5月頃)

- ・実績報告書に問題なければ、補助金額が確定した連絡をします。
- ・実績確認の中で重複や計算誤りを指摘し、補助金額を減額する場合があります。
(例年、研修時間の重複(誤入力)や、作業療法士が指導した時間が計上されている等の理由により、総研修実施時間が減り補助金額が減額となる事業者があります。)

5 補助金の振り込み

- ・令和7年度から実績報告書と同時に請求書(日付等なし)を御提出いただくことになりました。実績報告書送付後の支払手続は、県で行います。
- ・遅くとも県の補助金支払期日(5月31日)までにお支払いします。

〔今回の提出書類〕

1 「補助金交付要綱第4に定める書類」

- ・様式第1号【交付申請書】
- ・様式第2号【事業計画書】
- ・様式第3号【経費所要調】
- ・様式第4号【収支予算書】
- ・その他知事が別に定める書類⇒以下の2～4について該当する場合、提出ください

※（一社）静岡県訪問看護ステーション協議会ホームページから該当のファイルをダウンロードできます
（県の補助金関係）→「令和8年度訪問看護提供体制充実事業に係る交付申請書等の提出について」からダウンロード

〔参考：交付申請書記入例の添付について〕

- ・交付申請書記入例（様式第1～4号）を作成し、添付したので活用してください。
- ・例年、「口座登録と、様式第1号で法人や事業所の名前や住所が一致しない」、「交付申請時と実績報告時で申請者の情報が一致しない」などの誤りが多く、書類修正にかなりの時間がかかるケースが多々ありましたので、記入例を参考にして誤りのない書類を作成してください。

2 申請書に添付が必要な書類（全申請者対象）

- ・組織体制がわかる書類（新人を指導する職員が在籍しているか確認します。）
- ・新人職員を採用した場合の雇用契約書等の写し

3 「口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書」（該当者のみ）

- ・過去、静岡県から補助金等の振込みを受けたことがない場合、御提出ください。
- ・経営法人の変更や所在地・名称が変更になったり、新年度になり決済口座が変更になったりした場合には、提出をお願いする場合があります。御相談ください。
- ・訪問看護ステーション名義の口座を指定したい場合、申請者と口座の名義が違うため、委任状が必要になります。委任状の様式（電子データ）がありますので御依頼ください。

4 預金通帳等のコピー（3を作成した場合のみ対象）

- ・預金通帳の支店名、口座種別、口座番号、カタカナの名義人の記載された部分（通常、表紙と1ページ目）をコピーして添付してください。

※1、2の提出書類は必ずコピーを保管して、実績報告書作成時に、参考にしてください。交付申請時の提出書類と実績報告時の提出書類とで、住所、名称、代表者が同一でないと、補助金が交付できません。

〔交付申請書作成のその他の留意点〕

- ・事業期間は新人1名に対して令和8年4月1日～令和9年3月31日のうち、最大3か月分となります（補助金は最大で1事業所当たり「271,000円」です。）
- ・採用予定があるものの、交付申請時点で採用がない場合は、採用者の情報を未定として申請してください。
- ・書類への押印が不要のため、交付申請書類はメールの提出に御協力ください。提出後、こちらで書類の審査を行い、疑問点に関する問合せや書類の修正等をお願いする場合がありますので、御承知ください。
- ・書類作成に当たり、分からない点などがありましたら、以下の連絡先へお問い合わせください。
- ・〆切時点で採用者が未定（見込みも立たない）の場合、交付申請書提出を遅らせることができます。御相談ください。

●書類提出・問合せ先

一般社団法人静岡県訪問看護ステーション協議会 事務局

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 3-6-3 静岡県医師会館 4F

電話:054-297-3311 FAX:054-297-3312 Eメール:sizuokahoumonst@cy.tnc.ne.jp